

第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027 山形県ブース 装飾等業務 基本仕様書

1 委託業務

第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027 山形県ブース装飾等業務

2 期 間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3 事業目的

山形県産農林水産物を使用した加工食品等について、第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027 山形県ブース(以下「山形県ブース」という。)の出展により、多数のバイヤーに PR・訴求し、首都圏等の大消費地の小売店等への販路開拓・拡大を支援する。

4 業務内容

山形県ブース出展にあたり、出展事業者及び出展商品等の紹介を効果的に演出した装飾の企画・設営等を行うこと。

(1) 概 要

- ① 山形県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤収
- ② 山形県ブースへの集客のための、SNS 等を活用した、出展企業並びに出展商品のバイヤー向け PR 動画の制作
- ③ PR 動画を活用した山形県ブースへの集客のための情報発信
- ④ その他、山形県ブースの企画及び設営に関し必要な業務

(2) 詳 細

①装飾全般

(イ) 来場者に対し、山形県ブースであることが明確に伝わる装飾であり、かつ、インパクトを与えるデザインであること。装飾には「おいしい山形」の文言を用いること。

(ロ) 全出展事業者の商品の現物を集めた展示台を作成すること。

②小間配置及び備品の配置

(イ) 出展事業者が商談しやすく、かつ、バイヤーが各出展事業者小間に立ち寄りやすい配置とすること。

また、山形県ブースを訪れるバイヤーの動線に出来るだけ偏りが生じないような配置とすること。

なお、床面は商談に支障をきたすような凹凸がないようにすること。

(ロ) 山形県ブースの構成はスペース小間 10 小間（18 社出展事業者）を予定とする。

また、出展事業者ごとに以下備品を配置するとともに、必要に応じてコンセント等の電気工事を行うこと。

なお、商品及び社名版については、蛍光灯、スポットライト等、照明を効

果的に活用し、明るいイメージとなるよう配慮すること。

《配置備品》

- ・社名版（統一のデザインとすること）
- ・背負い看板（イチ押し商品等の画像を含んだデザインで、取り外し可能なもの）
- ・展示台（テーブルクロス付）
- ・展示用ひな段（可動式、取り外し可能なもの）
- ・折りたたみ椅子（2脚）

(ハ) 山形県ブース内に出席事業者が共同で使用するストックヤードを組入れ、調理場、給排水設備（水道配管及び2槽シンクタンクを含む。）、業務用冷凍冷蔵庫及び電源の確保、折りたたみ椅子（10脚）、ハンガーラックの設置並びに棚等を備えた保管スペースを確保すること。

(ニ) 装飾工事の基準は、第61回スーパーマーケット・トレードショー2027の出展細則によることとし、幹線工事及び配線工事については、スーパーマーケット・トレードショー運営事務局等への必要な申請手続きを行うこと（今年度の設置基準が示された後は、当該基準を満たすこと）。

(ホ) 設営及び会期中に山形県ブース内の清掃及びごみの処分を毎日行うこと。

(ヘ) 山形県ブースの撤収及び廃材処理を行うこと。

ただし、「背負い看板」については、会期終了後、各出席事業者に送付すること。

また、会期終了後、宅配荷物運搬のための台車を5台程度用意し、宅配荷物の発送手続きを一括して行うこと（発送に係る費用は出席事業者が負担する）。

③バイヤー向け出展企業並びに出展商品のPR動画の制作

- (イ) 山形県ブースへの集客を図るため、山形県ブース内の各出席事業者及び出展商品を紹介するバイヤー向けPR動画の制作を行うこと。
- (ロ) PR動画については、予算の範囲内で制作し、各出席事業者及び出展商品を紹介するものとする。

④制作したPR動画の発信

- (イ) 制作したPR動画については、SNSやHP等で会期10日前から会期後7日間発信を行うこと。
- (ロ) 会期期間中においては、山形県ブース内にてモニター等を使用したPR動画の放映を行うこと。

⑤背負い看板の作成

- (イ) 壁面に掲示できる背負い看板（A1ポスター程度のサイズ）を出展事業者ごとに1枚ずつ作成することとし、各出席事業者の代表商品等をPRできるデザインとすること。

⑥管理運営体制

- (イ) 小間及び備品の配置、設営工事並びに許可申請書類の作成、その他手続き等について、やまがた食産業クラスター協議会及び出席事業者と連絡調整

を行うこと。

- (ロ) 設営時、会期中及び撤収時に、運営管理に関する問い合わせがあった場合、すみやかに対応すること。

⑦その他の業務

- (イ) 委託業務に係る実施計画書、実施報告書その他の必要な書類を作成すること。
- (ロ) やまがた食産業クラスター協議会が開催する出展事業者全体説明会（11月に山形市内で開催予定）において使用する資料（配置図及び提出書類等）を作成し、出展事業者に対し説明を行うこと。
- (ハ) その他、山形県ブースの出展にあたり、必要となる業務を行うこと。

⑧費用負担

- (イ) ①～⑧に規定する事項に係る経費の支払いを行うこと。

5 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況や実施状況等を記載した業務完了報告書を2部提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 本委託業務の成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）の全部は、やまがた食産業クラスター協議会に帰属する。
- (2) 照明や電気・ガス、水道等の施工、会場への搬出入、設営、装飾等の施行にあたっては、会場の規程、指示等を遵守すること。
- (3) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。